

神川小学校保護者の皆様

令和2年5月12日

京都市立神川小学校
校長 松本 和文

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日(日)まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

(1) 臨時休業の延長

5月31日(日)まで延長します。

なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

(2) 特例預かり等の実施について

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。「特例預かり申請書」に必要事項を記入の上、学校までご提出ください。

2 臨時休業期間中の取組について

「喜んで登校 満足して下校



今日は、町別 神川 day」(学習相談も行います)

今回、休校期間中に子どもたちの健康観察や家庭での生活や学習状況の確認を行うとともに、学習相談の時間を設けたいと思います。

※感染防止のため、概ね1時間以内とします。

※教室等では、子ども同士や子どもと教員の間に適切な距離を空け、マスク着用や、換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。

内容

- ①健康観察 ②学習状況の確認 ③学習相談
④休校期間中の生活の様子の確認 ⑤個人カード・保健関係の書類などの提出

町別スケジュール

☆鴨川町・東町	⇒	月曜日(5月18日・25日)
☆御旅町	⇒	火曜日(5月19日・26日)
☆森の宮町	⇒	水曜日(5月20日・27日)
☆石原町	⇒	木曜日(5月21日・28日)
☆本町	⇒	金曜日(5月22日・29日)

登校の仕方

いつもと同じ集合時刻・集合場所に集まって集団登校をします。

持ち物

ふでばこ、これまでの課題(途中でも構いません)、うわぐつ、マスク、はんかち、ティッシュ、健康観察票、参加用紙

裏面へ続く

時間 登校後は、それぞれの自分の学級で、健康観察や学習状況の確認などをします。

その後、9時30分に運動場（雨天の場合は、体育館）に集まり、集団下校をします。

※特例預かりの児童については、そのまま学校に残ります。

※「町別神川 day」にお越しの際に、右下の参加用紙を切り取り、登校時に持たせていただきますよう、よろしくお願い致します。（参加用紙をお持ちにならなかった時は、お電話にて参加の意思を確認させていただきます。）

□5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元を中心とした「特別教育番組」を、5月18日（月）から5月29日（金）にKBS京都で放送します。放送スケジュールの詳細は、後日神川小学校ホームページや京都新聞に掲載する案内をご参照ください。子どもたちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。なお4月放送分の動画はKBS京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご利用ください。

※URL https://www.kbs-kyoto.co.jp/tv/kyoto_manabi/

◇文部科学省や東京書籍等の家庭学習教材の活用

5月11日付けで神川小学校ホームページにお知らせさせていただきました「きみの『楽しい』を見つけよう！」京都市家庭学習応援コンテンツ」（別添参照）もご参照いただき、文部科学省「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」や東京書籍「プリントひろば」等も活用して家庭学習を進めてください。

※URL <https://pmon.tokyo-shoseki.co.jp>

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

なお、延長期間分の「健康観察票」はすでにお渡ししていますので、それを活用してお取り組みください。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 921-0154）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間の延長に伴い、学校再開後の、各教科等の授業時数を確保するため、学校行事の見直しや時間割の工夫（週1～3回程度の7時間授業など）、補充学習の実施、また、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月中の「午前中授業」（給食はありません。）の実施等について検討する方針が教育委員会から示されました。

保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、宜しく願いいたします。

※参加用紙は、参加当日に持たせてください。

_____町 5月_____日

「町別 神川 day」に参加します。

_____年 組

児童名 _____

保護者名 _____

_____町 5月_____日

「町別 神川 day」に参加します。

_____年 組

児童名 _____

保護者名 _____